

平成21年1月30日
航空局 技術部 運航課
乗員課

大阪航空（株）回転翼機事故に関する調査報告書に対する航空局の措置について

本日、運輸安全委員会は、平成19年10月27日に大阪府堺市において発生した大阪航空株式会社所属ロビンソン式R22Beta型（JA102D）の墜落事故に関する調査報告書を公表しました。

航空局では同報告書を踏まえ、以下の措置を講じることとしましたので、お知らせいたします。

1. 大阪航空（株）に対しては、平成19年11月、同社を所管する大阪航空局より、操縦士に対する訓練体制、体験飛行における安全確保等に関する業務改善勧告を発出し、同社では当該勧告に沿った改善措置が既に講じられておりますが、本日、大阪航空局より同社に対し、公表された報告書の内容を踏まえ、あらためて改善措置及び安全管理を徹底するよう指示しました。

今後とも、同社における改善措置の実施状況等について、安全監査等の機会を通して指導・監督を行い、事故の再発防止に取り組んでまいります。

2. また、同報告書において、事故発生時に無資格の同乗者が操縦を行った可能性が指摘されていることを踏まえ、他の運航者においても同様事案が発生しないよう、本日、全日本航空事業連合会及び日本航空機操縦士協会に対し、無資格の者に操縦装置に触れさせないこと等の周知徹底を求める文書（別紙1）を発出しました。

3. さらに、操縦士の航空身体検査証明を行う全国の指定医に対しては、当該事故で死亡した機長が難病（サルコイドーシス）に罹っていたことが判明したことを踏まえ、航空身体検査証明業務の適正な実施について注意喚起を図る文書（別紙2）を発出しました。

連絡先

航空局技術部	運航課	湊（1及び2関係）
	内線 50104	直通 03-5253-8731
同	乗員課	島津（3関係）
	内線 50341	直通 03-5253-8737

(別紙1)

国空航第863号

平成21年1月30日

社団法人全日本航空事業連合会会長 あて

社団法人日本航空機操縦士協会会長 あて

国土交通省航空局技術部運航課長

無資格者を操縦席に着座させる際の航空機の運航の安全確保について

平成21年1月30日、運輸安全委員会は、平成19年10月27日大阪航空株式会社所属ロビンソン式R22Beta型JA102Dが体験飛行中に大阪府堺市に墜落し2名が死亡した事故に関する報告書を公表した。

同報告書によれば、事故の原因として、体験飛行中に後方からの強い突風を受けた際、右席に着座した無資格の同乗者が本件機長による機体の回復操作を困難とする急激な操縦操作を行ったことが関与した可能性が考えられるとされている。

無資格者を操縦席に着座させる際の安全確保については、これまでも指導を行ってきたところであるが、このような事故の再発防止を図るため、貴会傘下の会員に対し、下記事項について十分留意するよう、あらためて周知徹底されたい。

記

運航に際して無資格の者を操縦席に着座させる場合（航空法に基づく許可を受けて行う操縦練習を除く）には、当該無資格者に対して操縦装置に触れることの危険性について十分なブリーフィングを行い、また、航空機の操縦を行わせないことはもとより、操縦かん等の操縦装置に触れさせない等、運航の安全確保に万全を期すこと。

(別紙2)

国空乗第548号

平成21年1月30日

指定航空身体検査医 へ

航空身体検査指定機関実務管理者 へ

国土交通省航空局技術部乗員課長

航空身体検査証明業務の適正な実施について(注意喚起)

本日、運輸安全委員会は、平成19年10月27日に大阪府堺市において発生した大阪航空(株)所属ロビンソン式R22Beta型JA102D航空事故に係る調査報告書を公表した。これによると、当該機の機長はサルコイドーシスの疑いで定期的に専門病院を受診しており、指定航空身体検査医(指定医)に対してサルコイドーシスの疑いについて報告していたが、指定医は所要の検査を行わないまま航空身体検査証明書を交付していた。なお、事故後に行われた生体検査の結果、当該機長がサルコイドーシスに罹患していたことが判明している。

については、各位においては下記事項に留意して、航空身体検査証明業務を適正に実施されたい。

記

1. 不適合状態が疑われる申請者については、必要な追加検査等を実施すること。また、判定結果及びその根拠を航空身体検査証明申請書の医師記入欄等に明記すること。
2. 不適合状態が疑われる等、指定医において適合と判定できない場合は、申請者の希望に応じて、国土交通大臣の判定を受けさせること。

添付書類:ロビンソン式R22Beta型JA102Dに係る航空事故調査報告書(抄)(略)